

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
桃谷高等学校	1 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
	土地	0.90㎡	空調室外機設置	2,300円	(注1) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	建物	4.43㎡	空調室内機設置	(注2) 29,810円	(注1) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	建物	2台	自動販売機設置	1,320,000円	(注3) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	
(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「28,380円」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では、許可期間が「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。 また、行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。						
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	2 行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていない	
土地	0.79㎡	照明器具設置	免除	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで		
建物	76.22㎡	照明器具設置	免除	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで		

ものがあつた。

種別	承認数量	目的	承認期間
(注1) 土地	(注2) 3本	道路標識設置	(注3) 令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(注1) 公有財産台帳では、種別が「建物」として登録されていた。
(注2) 公有財産台帳では、承認数量が「4本」のまま放置されていた。
(注3) 公有財産台帳では、承認期間が「平成29年4月1日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで）